

常任委員会報告

総務財務委員会

12月定例会付託議案審査

議第110号 「三原市職員の仕事の宣言に関する条例の一部改正について」

議第111号 「三原市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について」

【概要】行政手続の簡素化と市民の負担軽減及び利便性の向上を図ることを目的とした、押印見直しに伴う条例改正。

【主な質疑の内容】

【問】議第111号について、押印廃止に伴い、本人確認はどのように行うのか。

【答】審査申出書の提出時に従前から運転免許証の提示等を求めている。

【問】押印見直しをどのように進めていくのか。

【答】規則・要綱などで様式を定めているものは令和4年春を目途に、任意

の様式のものとは令和4年1月1日から順次廃止していく。

【問】押印を廃止するものと廃止しないものがあるが、その理由と具体例は。

【答】原則廃止とするが、例外的に、国の法令等で押印が義務付けられている契約書などや、当事者間でトラブルが発生する恐れのある下水道受益者負担金申告書などは、廃止の対象外としている。

【採決】採決の結果、議第110号他1件について、全員一致、原案どおり可決した。

行政説明案件

三原市公有財産利活用基本方針について

【概要】未利用財産の現状と課題を明確にし、積極的な有効活用を図るため、財産利活用の基本原則を定め広く周知しよう

とするもの。

【問】スピード感を持って行うべきではないか。

【答】活用促進条例を議会に示すと同時に市民に周知し、4月スタートを考えている。

【問】利用停止や廃止決定後も次の方針がなかなか定まらない現状があるがどうか。

【答】内部事務の明確化・効率化により財産管理課への引継ぎを1年以内で行いたい。

【問】活用委員会について問う。

【答】各施設廃止後にその施設を行政活用するか地域活用するか処分をどうするかなど、方針を定める委員会であり、副市長・部長・財産管理課長等庁内メンバーで構成する。

厚生文教委員会

12月定例会付託議案審査

施設等跡地活用に関する基本方針に基づいて整理するが、活用・処分できない施設については地域との整理がいたら活用検討委員会にかけて活用促進条例で減額処分・利活用を図る。

情報発信の方法について検討する。

【主な議案の概要と質疑】

議第112号 「三原市久井老人福祉センター設置及び管理条例の廃止について」及び議第113号 「三原市久井高齢者創作館設置及び管理条例の廃止について」

【概要】両施設の老朽化は著しく進行し、利用状況が低調で今後の需要が見込めないことから、公共施設類型別実施計画に基づき、令和4年3月末

で閉鎖するため、条例を廃止する。

【主な質疑の内容】

【問】両施設の廃止について、利用者の理解は得られているのか。また、貸館機能は今後どの施設が補うのか。

【答】平成30年には廃止の決定をしており、一定の理解を得ている。代替施設としては、久井コミュニティセンター等の利用をお願いしていきたい。

議第115号 「三原運動公園の指定管理者の指定について」及び議第116号 「三原市白竜湖スポーツ村公園の指定管理者の指定について」

【概要】令和4年3月末で指定期間が満了することに伴い、両施設の指定管理者を改めて指定することについて、議会の議決を求める。

【主な質疑の内容】

【問】議第115号について、指定管理者選定委員会による今回の評価点が平成30年の前回指定時の評価点と比較して低いため、利用者の満足度向上に繋がらないのではない

か。

【答】今回の採点にあたっては、提案内容がこれまでの管理運営と同等の場合、満点に対して5割の評価点とする採点基準を用いており、評価点が満点に対して6割であったことからすると、低い評価ではない。また、提案には様々な新たな取り組みが含まれており、これまでの経験を踏まえて、より一層のサービス向上が期待できる内容である。

【採決】採決の結果、議第112号他4件について、全員一致、原案どおり可決した。



三原運動公園

行政説明案件

「パートナーシップ宣誓制度」の導入について

【概要】性的マイノリティの関係である二人が、お互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合う関係（パートナーシップ）である宣誓書を提出することにより、本市がそれを認め受領証及び受領カードを交付する制度である。また、市が発行する受領証及び受領カードにより、市及び広島県の公的なサービスの一部を受けることが可能となる。ただし、法的な婚姻関係を認める制度ではない。

【主な質疑の内容】

問 この制度を導入している自治体は全国でいくつか。県内ではいくつか。

答 令和3年9月時点、全国では約130の自治体が導入しており、県内では広島市と安芸高田市が導入している。

「令和3年7月広島県大震災義援金の配分につ

いて」

【概要】災害により被害を受けた被災者の生活再建の一助とするため、日本赤十字社広島県支部や広島県共同募金会などが共同し受け付ける寄附金で、県の義援金配分委員会の決定を受け、市災害義援金配分委員会を開催し配分する。本市では罹災証明書に基づき、半壊4世帯（1世帯当たり42万5千円）、床上浸水16世帯（1世帯当たり8万5千円）、合計20世帯に義援金を配分する。

【主な質疑の内容】

問 この度の第一次配分金については、本市の配分委員会で県の配分基準額と同一としているが、同一とならないことがあるのか。

答 基本的には県と同じだが、平成30年豪雨の時は被害がとて大きく、本市へ直接義援金が届いていたこともあり、第二次配分の時に、農業者、事業者、床上・床下浸水世帯に対し、独自基準により配分した。それ以外は県と全て同じ基準額で配分している。

経済建設委員会

12月定例会付託議案審査

【主な議案の概要と質疑】

議第117号「三原市榎真寺山オートキャンプ場設置及び管理条例の廃止について」

【概要】民間事業者による運営が可能な施設であることや、施設の老朽化が進み、大規模修繕等に多額な費用が必要となることから、廃止する条例を提出するもの。

【主な質疑の内容】

問 キャンプ需要が向上している中、施設廃止に至った経緯と、廃止後の施設活用の検討状況は。

答 現在の運営収益では大規模修繕等ができないため廃止の方針に至った。廃止後は、民間事業者へ現状有姿のまま有償貸付する方向で検討している。

問 現在の指定管理者の地元団体へは、施設廃止と廃止後の活用の検討状況について、事前に説明がされているのか。

答 昨年度、指定管理更

新の際、伝えていた。引き続き地元団体や地域への情報提供に努める。

問 民間事業者の運営で、指定管理料がなくて、指定管理料のサービスも今まで通りのサービス提供の見直しはあるのか。

答 プロポーザル方式で事業者を公募するが、運営を検討している複数の事業者は、利用料収入だけで運営できると判断しているものと考えている。

【採決】

採決の結果、議第117号他3件について、全員一致、原案どおり可決した。

行政説明案件

「市営宮沖住宅等移転統合代替基本設計について」

【概要】宮沖・宮浦・西迫上住宅の3住宅132戸を統合し、宮沖住宅敷地へ新たに80戸の住宅を建て替える基本設計内容について説明を受けた。令和5年度から建設工事に入り、6年10月に供用開始となる予定。

【主な質疑の内容】
問 災害時に屋上に逃げられるのか。
答 屋上は、避難場所として想定していない。
問 宮沖は高潮等の浸水区域になっているが、1階の浸水対策はどのようなか。
答 1階の浸水対策は想定浸水が3〜5mのため困難と考えている。その点は、避難の必要性を十分説明した上で、入居していただく。

あるのか。
答 オリジナル商品の企画販売や工場見学も考えられており、八天堂と共に食で人を呼び込める施設になる予定。

【概要】三原内港再生基本計画の策定について

【概要】三原内港再生基本計画策定審議会で、三原内港のコンセプトと基本方針が決定され、説明を受けた。

【主な質疑の内容】

問 港湾ビルはどうする計画なのか。

答 基本計画を県へ提出し、県と市が連携して実施計画作成に入るが、その中で考えていく。

【主な質疑の内容】

問 土地取得予定金額9500万円は全て県へ入るのか。また、市の補助はあるのか。

答 全額県へ入る。市からは、土地取得奨励金、固定資産税相当額奨励金、生産設備投資額奨励金、雇用奨励金が対象となる。
問 にぎわい事業として思い描かれていることは

【概要】三原内港再生基本計画の策定について



三原内港